

FF会会則

昭和 61 年 12 月制定
平成 18 年 12 月改正
平成 23 年 4 月改正
平成 26 年 4 月改正
令和 7 年 4 月改正

(名称)

第1条 この会は、FF会と称する。

(目的)

第2条 この会は、広く科学技術及び科学技術に関連する諸問題に対し、高い関心と深い知識を持つ若手の現役会員が、会員間で相互に切磋琢磨を図り、技術を中心に将来の我が国のあるべき姿について幅広い観点から議論を行う。本会は、技術同友会の要請に基づき設立された任意団体であり、当面の間、技術同友会に対して報告等を行う。

(活動・事業の種類)

第3条 この会は、前条の目的を達成するために、次の事業を実施する。原則として、合計12回開催する。

- (1) 例会 原則として毎月1回開催(研修会及び見学会の開催月を除く)する。情報の交換、科学技術に関する諸問題についての討論及び調査研究を行う。
- (2) 研修会 原則として、年2回開催する。但し、1回はミニ研修会と称し、通常 of 研修会より短い時間で行うこともできる。
- (3) 見学会 原則として、年2回開催する。
- (4) 調査研究 必要に応じて、随時、行うことができるものとする。

(会員)

第4条 この会の会員は、次の4種類とし、半官半民の会員構成に配慮する。

- (1) 正会員は、会員によって推薦され、例会の承認を得た個人とする。
- (2) 特別会員はこの会の運営に貢献し得る個人とし、例会の承認を得た個人とする。
- (3) 特別世話役は、常任の世話役(代表幹事、幹事、監事)に就任する特別会員とする。
- (4) 会友は、職場環境変化により例会等への常時参加が出来なくなった会員であり、かつ本人からの申し出により例会の承認を得た個人とする。なお、勤務環境が従前の状態に戻った場合には正会員へ復帰することとする。

(入会)

第5条 会員として入会しようとする者は、入会申込書を世話役会に提出し、例会の承認を得るものとする。

- 2 入会者は、若手の現役でFF会の活動目的に賛同しその活動に貢献できる人であって、会員の推薦を得た人を対象とする。技術系出身に拘らないが、技術者の議論に参加できることを条件とす

る。

- 3 入会にあたっては、本人が記入した入会申込書を例会で開示し、承認を得る際の情報として利用する。

(会費)

第6条 会員は、以下に定める会費を納入しなければならない。

- (1) 正会員の会費は、年額1万円とする。
- (2) 特別会員の会費は、終身会費1万5千円とする。
- (3) 特別世話役の会費は、年額1万円とする。
- (3) 会友の会費は、年額1千円とする。
- 2 総会の承認を得て会費を改定することができる。
- 3 会は、総会の承認を経て、寄付を受けることが出来るものとする。

(退会)

第7条 会員は、退会届を世話役会に提出し、任意に退会することができる。

- 2 会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。
 - (1) 本人が死亡したとき。
 - (2) 会費を2年以上滞納していて本人から継続の意思表示がない場合。なお、本人から継続の意思表示がない場合には、連絡の取れない場合を含むものとする。

(運営組織)

第8条 この会に以下の世話役で構成する世話役会をおく。

- ①代表幹事 2名 さらに、必要に応じて特命事項を担当する代表幹事を加えることができる。
- ②幹事 若干名
- ③監事 2名
- ④特別世話役 (特別会員が①～③に就任した場合)
- ④相談役 (必要に応じて)
- 2 世話役は総会で指名する。
- 3 この会に顧問及び代表幹事代行をおくことが出来る。顧問及び代表幹事代行は例会の承認を得て、委嘱する。
- 4 代表幹事が人事異動等により世話役の活動が困難になったときは、世話役会において後任を推薦し、例会で過半数以上の同意を得た上で交代させることができる。
- 5 幹事の総数が著しく減少したとき、世話役会が幹事の増員あるいは交代が必要と認めた場合、新たに幹事を推薦し、例会で過半数以上の同意を得ることとする。
- 6 世話役の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

(職務)

第9条 代表幹事は、この会を代表し、その業務を統括する。

- 2 代表幹事代行は、代表幹事を補佐し、これに事故があるとき、又は欠席の時は、その職務を代行する。
- 3 監事は、会の業務および財産の状況を監査する。
- 4 世話役は、以下の活動を行う。
 - (1)原則として、毎月開催される世話役会に出席し、互いに協力して事業の企画・提案を行う。
加えて、総会の議決した事項の執行に関する事項及びその他総会の議決を要しない業務の執行に関し、議決する。
 - (2)技術同友会との連携を図り、技術同友会の例会(原則として毎月2名)、賀詞交歓会に出席する。
 - (3)原則として、年1回、代表幹事が技術同友会の幹事会に活動状況を報告する。

(解任)

第10条 世話役が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決により、これを解任することができる。

- (1)心身の故障により、職務の執行に堪えられないと認められるとき。
- (2)職務上の義務違反、その他世話役としてふさわしくない行為があったとき。

(総会)

第11条 総会は原則として年1回開催し、次の事を審議する。ただし、必要があるときは臨時に開催できるものとする。

- (1)会則、事業等の変更
 - (2)解散
 - (3)事業計画及び収支予算並びにその変更
 - (4)事業報告及び収支決算
 - (5)世話役の選任又は解任
 - (6)その他会の運営に関する重要事項
- 2 総会の進行役は、原則として、総会の前年度分の議事に関しては前年度の代表幹事とし、新年度分の議事に関しては新年度の代表幹事とする。
 - 3 総会の議事は、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(議事録)

第12条 総会の議事については、議事録を作成する。

(事業報告書及び決算)

第13条 事業報告及び決算報告は、毎事業年度終了後、3ヶ月以内に総会に提出し承認を得るもの

とする。この場合、決算報告については、監事の意見を付さなければならない。

(会計、事業年度)

第14条 この会の経費は、会費及び技術同友会の賛助金をもって充てる。

2 この会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事務局)

第15条 この会の事務を処理するため、事務局を置く。事務局は、(一社)科学技術と経済の会にお願いする。

(定めなき事項)

第16条 この会則に定めのない事項は、総会の議決を経て、代表幹事が別に定める。

(変更)

第17条 この会則を変更する場合は、総会において、出席者の過半数の承認を要す。

(その他)

第18条 その他

(1)調査研究の実施に当たっては、委員会及びワーキンググループを設ける事が出来る。

附 則

(1)この会則は、昭和61年12月から施行する。

この会則は、平成18年12月から施行する。

この会則は、平成23年4月から施行する。

この会則は、平成26年4月から施行する。

この会則は、令和7年4月から施行する。

(2)FF会の活動を承継し、中長期視点で活動するために、特命対応の代表幹事1名を置き、FF会のあるべき姿を、会員とともに議論していくこととする。(令和7年4月17日)

(3)FF会の活動姿勢について

1. 会員相互に顔が見え、考え方が見えることを最優先に事業を企画する。

2. 一方的に講演を聴くだけでなく、意見交換ができる例会の姿について検討していく。

そのために、必要であれば、例会の開催方法、開催場所についても検討していく。

3. FF会のアウトプットは、過去には合宿研修のまとめなどであったが、昨年の研修会のように会員の自己紹介や問題意識の紹介を伝えられるように工夫していく。

4. 技術同友会への報告事項として、FF会が感じる“新しい気づき”を、どのように伝えていくべきかを検討していく。

5. 世話役会や例会、研修会、見学会に出席する会員数を増やすための施策や工夫に努める。

以上